

福岡 廣業 著
勸解獨案内
全

特45
913

東京圖書館
新門
三四函
部一一
架八
號
類

036626-000-8

特43-913

勸解獨案内

福岡 廣業 / 著

M15

BBS-0044



特43
91.

東京圖書印

東京圖書印

勸解

福岡廣業著述

勸解獨案内全

一名勸解願書式

發兌 聚珍社

内

獨
乘

以所十五年二月

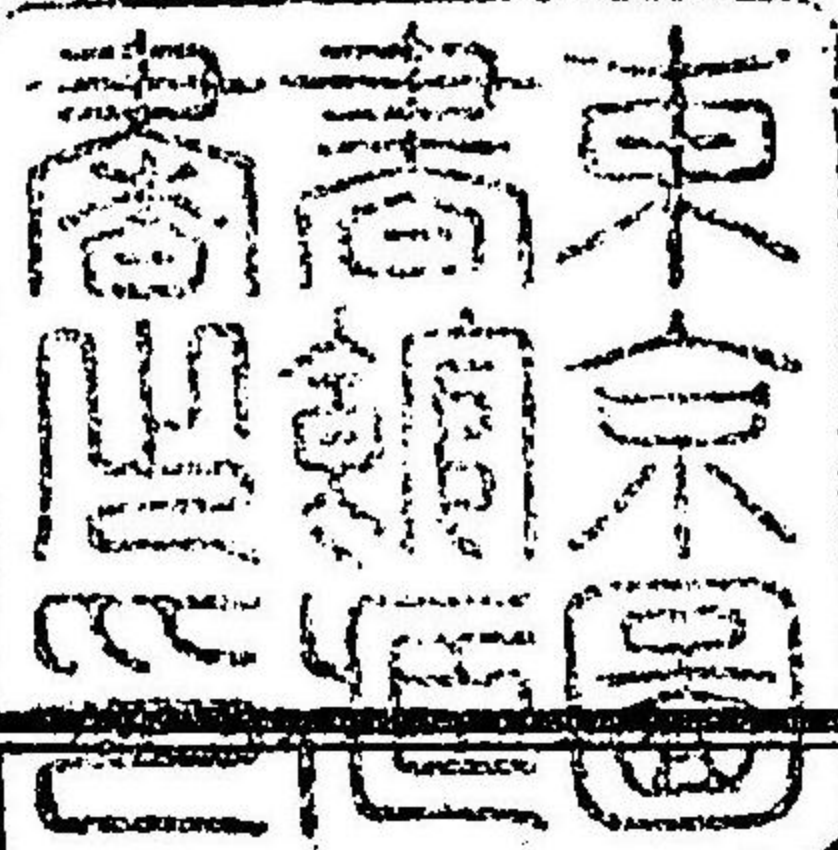
廣業書局



勸解獨案内

凡例

一此書ハ唯々勸解出願スル書式ノ一班ヲ示
スモノニシテ強テ此書ノ如ク爲スヘクノ
主意ニ非ラス故ニ酌量シテ其廳ノ法方ニ
違背セサルヲ以テ吾輩ノ満足タリ
書中用紙ノ部或ハ二ツ切二ツ折等アリ之
ノ亦法ニ從フコラス只其便利ヲ主トス
ノハナリ故ニ野紙ヲ用ユルモ白紙ヲ用ユ
ルモ亦苦シカラサルモノト信セリ



一此書々肆ノ求メ急ナルヲ以テ列記ノ前後
 文ノ杜撰ナ中ヲ便シ難シ看者幸ニ之ヲ諒
 セヨ

明治十五年一月

著述者識

勸解獨案內目次

勸解ノ主意	一丁	不調証請書々式	七丁
勸解出願法方及其書式	三丁	却下証請書々式	八丁
同出願請書式	四丁	出頭達請書々式	全
着到届	全	不參手續書式	九丁
被告原告人呼出シ願書式	五丁	逕參手續書式	全
諸延期願書式	全	罰金請書々式	十丁
濟口延期書式	六丁	同延期書式	全
濟口届書式	全	同處分願書式	十二丁
諸願下々書式	七丁	出門届	十二丁

代人届書式 十二丁

委任状書式 十三丁

當日代人届書式 十四丁

十四年十二月八十三號公布 十六丁

字解 十七丁

目次畢

勸解獨案内 一名勸解願書式

大阪 福岡廣業著述

○勸解の主意

抑勸解たるや權利義務を互争するも此法衙
に訴へざる以前に出頭し當路に官吏之れが
諭告助言を依り争ひを平穩に爲さしめ且つ
私和せしむるも此なり故に平穩私和に至れ
ば敢て公裁を仰ぐに至らざ果して公裁を仰
ぐ時え國內訟詞を増加すると無きに至
る斯れ如くんば必だや法律に精神に適せり

云ふを得
 私和は何ぞや權利義務の争ひ一たび權利者義務者乃間に起つたる時に於て官吏の説諭に基き双方自ら感悟し充分承服乃上に成るを以て其効力に及ぶ處一般の静謐を害する私慾抗争の怒情を鎮定するにあり公裁は何ぞや私和に反し其争訟する處能く眞理に適し且つ公平なるも乃と雖も互に心服せざして益々強情を主張し甚しきは憤怨を抱き始終相敵視して互に和解すると無く裁判

と仰ぐに至る是れ人民交誼の道に背弛するもの云べし故に權利者義務者互に訟争の勝敗を競ひ我が家業職務を抛棄し貴重なる光陰を措はば東奔西走貨財の消費を反省せざ益々訴訟にのみ従事し以て名譽を爲すに至りては大に國家の經濟の道に悖り小は各自産業を失ひ到底一國の衰弱一家の滅亡を醸成するに至る實に詞訟の弊害甚且つ大なり云ふべし
 佛蘭西人「ブオルテール」氏和蘭に勸解法ある

を聞き賛評して曰く最良の法。有益なる。惜
行ある。獨り荷蘭のみ。果せる哉此言抑も
勸解法の原由を聞くに其原宗教法より出て
中世歐洲各國に傳播せしものな。就中佛蘭
西の如きは千七百年代の道學家頻りに其法
を賞賛し終に建法議院の摘採する所。成り
尋て千七百九十年八月二十四日の法を以て
治安裁判所を設け以て勸解を掌らしめたり
以上言へる如く歐洲各國皆其法を賛して之
れが設立を爲すを以て其益のある所又僅少

ならん故に我邦に於ても曩日勸解法を制定
し以て國內に頒布せられたるを依て茲に主意
を述べ左に明治十年中日本全國の勸解總計
を擧げ以て其盛なるを示す

明治十年全國中

勸解新願六十五万八千八百七十二件

内

勸解に服するもの四十三万九千九百

七十九件

同不調やなるもの四万三千三百五十

八件

同願下等なるもの十七万六百十六件
同却下等なるもの千四十六件

○勸解出願方法及次其書式

勸解を出願せんと欲するものは先づ左の書式を作り之れを訴所又は願所に差出すべし

用紙半紙二つ折

族籍身分職業

原告人 何条某印

明治何年何月何日
何々ノ勸解御願

願金高何圓

族籍身分職業

又ハ願高何々

被告人 何条某

何ノ何年何月何日貸付又ハ預ケ
何ノ何年何月何日期限又ハ何々

(言ノ書ナレバ
進書スベシ)

右の如く出願を爲し採用の上ハ左の如く請書と差出すべし

○勸解出願請書々式

用紙半紙二つ折

御請書

一私義何条某エ係リ何々ノ義勸解出願仕候
處御採用ニ相成來ル何日被告人同道出頭可
致旨奉是候依之御請書如件

年号月日

族籍身分職業
原告人 何条某印

右の如く請書差出し置き其當日出頭したる
べきは左の如く着到届と差出すべし

半紙四つ切

着到届

掛り官
番号

原告人カ
被告人カ

何 某

何々ノ勸解願

被告人カ
原告人カ

何某へ係ル

年号月日

右の如く差出し置き被告人見當らざる由又

原告人見當らざる時と左の書式に倣ひ
呼出を願ふべし

○被告人呼出願

用紙半紙二つ折

呼出御願

原告人カ
被告人カ

何条某

(寄留ナレバ委敷書
スベシ以下倣之)

一私義何々ノ勸解事件ニ付本日御召出シニ
候得共今ニ出頭不致候間來ル何日出頭可
致旨御達シ被降度私ニ於テモ全日出頭
可仕候此段奉願上候以上

年号月日

原告人カ
被告人カ

何条某印

族籍身分職業

右の如く差出し原被人出頭する時は對決を爲し示談延期なすら又ハ濟口延期をなすの直に濟口を差出すの其場合に依り左の書式に照し相認むべし

○延期願書式

用紙半紙二つ切

族籍身分職業

明治何年何月日

原告人

何条某印

何々ノ勸解延期御願

來ル何日迄

願高何々

族籍身分職業

被告人

何条某印

(若シ願高ノ内受取タル分アレハ此所へ受取タル旨記スベシ)
内何々受取

○濟口延期願

用紙半紙二つ切

族籍身分職業

明治何年何月何日

原告人

何条某印

何々ノ勸解濟口延期願

來ル何日出

願高何々

族籍身分職業

被告人

何条某印

勸解獨案内

○濟口届書式

用紙半紙二つ折

族籍身分職業

原告人 何条某印

何々ノ勸解濟口御届

願高何々

族籍身分職業

被告人 何条某印

右ハ勸解出願仕候處御説諭ニ基キ願高ノ内
何々(或ハ何圖受取)又ハ悉皆受取(殘金)又ハ
残り何々ハ(悉皆用捨)又ハ新規証文)致本件
濟口致候然ル上ハ後日ニ至リ相互ニ異儀申
上聞敷候依テ濟口御届書如件
年号月日

○勸解出願々下ケ御届書式

用紙半紙二つ折

族籍身分職業

原告人 何条某印

何々ノ勸解願下ケ御届

願高何々

族籍身分職業

被告人 何条某印

右ハ勸解出願仕候處本人不在中(又ハ御説諭
中逃走)或ハ何々ノ用事出來)候ニ付本件一ト
先願下ケ仕追テ本人見當リ(又ハ居宅ノ節)候
節ハ出願仕度依テ願下ケ御届如件
年号月日

右の諸書類差出し延期の末示談又は説諭に

承腹せざして不調を爲り其証下付の節は左の書式に倣ひ請書差出すべく又却下の節は左の書式に依る

○不調証請書式

用紙半紙二つ折

不調証御請書

一勸解第何百何拾何號

不調証何業

右ハ被告人族籍身分職業何条某ハ係リ何々ノ勸解出願仕候處(御説諭ノ旨承腹致カタク)又ハ被告人ニ於テ強情申張シ候ニ付不調証御下付相成正ニ領収仕候依テ不調証請書加件

年号月日

族籍身分職業

年号月日

原告人

何条某印

○却下証請書々式

用紙半紙二つ折

却下証御請書

一勸解第何號

却下証何通

右ハ被告人族籍身分職業何某ハ係リ何々ノ勸解出願仕候處(御取調ノ上願方不都合ノ處有之又ハ被告人ハ係ルニキ事件ニ無之)旨ヲ以テ却下相成依テ其証御下付正ニ領収仕候依之却下証請書加件

年號月日

原告人

何条某印

族籍身分職業

示談中相方共係り官吏より幾日出と達せら
れたる時差出す書式左に

○出頭達レノ請書々式

用紙半紙二つ折

族籍身分職業

原告人 何条某印

族籍身分職業

被告人 何条某印

右ハ何々ノ勘解出願仕處御取調ノ末來カ何
日双方共出頭可致旨奉長候依テ御請書加件
年号月日

期日又ハ出頭達レ日及ハ例刻遅不参等の節

手續書式左の如し

○不参手續書式

用紙半紙二つ折

不参手續書

族籍身分職業

原告人カ 何条某
被告人カ

一 宗門何宗(又ハ神道)

一 年齢何年何ヶ月

一 既婚(又ハ未婚)

一 子ノ有(無)

一 讀書ノ知(不知)

一 職業自己ノ爲メ(又ハ他人ノ爲メ)

一 私義何日期日(又ハ御召出シ)ノ處途中急病

相發シ其儘歸宅又ハ何々ノ用事出來(又ハ相當ノ代人無之)終ニ該日不參仕候段奉恐入候依テ不參ノ手續書加件

年号月日

右
何条某印

○遲參手續書式

用紙半紙二つ折

遲參手續書

族籍身分職業

原告人ガ 何条某

一 宗門何宗(又ハ神道)

一 年齢何年何ヶ月

一 既婚(又ハ未婚)

一 子ノ有(無)

一 讀書知(不知)

一 職業自己ノ爲(又ハ他人ノ爲)

一 私義本日期日(又ハ御召出シ)ノ處途中俄然

腹痛(又ハ印影失念)(又ハ何々ノ用事出來)

不圖遲參仕候段奉恐縮候依テ遲參ノ手續

書加件

年号月日

右
何条某印

右の如く差出し罰金宣告に相成りたる時ハ左の書式に倣ひ請書又ハ延期書を差出すべし

○罰金請書式

用紙半紙二つ折

罰金御請書

一 罰金何圓也

右ハ何月何日不参(又ハ遅参)スル科ニ依リ御申付相成奉畏候依テ御請書如件

族籍身分職業

年号月日

原告人カ
被告人カ

何条某印

○罰金延期書式

用紙半紙二つ折

罰金延期御願

一 罰金何圓也

右ハ何月何日不参(又ハ遅参)スル科ニ依リ御申付相成奉畏候然ルニ手元難滞ニ付來ル何日迄上納御延期被成下度若日限上納不仕候節ハ如何様ノ御處分相成候共一言ノ申分無御座候依テ延期御願書如件

年号月日

原告人カ
被告人カ

族籍身分職業

何条某印

○罰金處分願書式

用紙半紙二つ折

罰金御處分御願

一 罰金何圓也

(此所ハ宣告書ノ全文ヲ載ス)

右ノ通何月何日不参(又ハ遅参)スルニ依リ御

申付相成候得共上納仕難之候間相替ノ御處
分被成下度奉願候以上

族籍身分職業

年号月日

何条某印

期の如く諸書面呈上したる末事件皆用済
相成りたる時ハ出門する爲め兼て制し置
たる左の雛形の如く係り官の捺印を受け且
つ訴所願所等の諸居る官吏の印を受け置
べし尤も訴所等ハ印ハ着到届共ニ差出
捺印を受け置くべし

半紙四つ切

第何号 係り官 出門届

族籍身分職業

捺印

係り官
ノ印ナリ

原告人カ

捺印

何 某

訴所ノ印ナリ

原告人カ

何某へ係ル

年号月日

勸解出願たるや必本本人出頭すべきハ兼て
布達も有之然れども人ニ疾病の患をきを保
し難し故に一箇の例外として本人疾病等に

梅解獨家内

依り出頭する能はざる時は親屬故舊若し親屬故舊疾病等ある時は雇人或は相當の代人を差出すも亦苦しむらば然る時左の書式の如く認め勸解出願書に相副へ差出すなり

○代人届書式

用紙半紙二つ折

代人御届

一族籍身分職業何条某ニ相係リ(又ハ何条ニ相係ル)何々ノ義私シ出頭仕御勸解出願仕度候得共病氣相發シ臥蓐罷在候間親屬ナル何条某(又ハ親屬雇人ヲ以テ代人差出可申之處是亦病氣ニテ相當ノ代人無之候

ニ付故舊ナル何条某ヲ以テ代人ニ相頼出願仕候尤右代人ヨリ上申致候事柄且御受テ申上候事柄トモ后日ニ至リ異儀申上間敷候間何卒代人御間届被成下度別紙醫師診斷書并ニ委任書寫シ書相副へ此段遮署ヲ以テ御届申上候以上

族籍身分職業

原告人 何条某印

族籍身分職業

右代人 何条某印

年月日

○委任狀寫書式

証券界紙ニ認ムベシ又無之ハ半紙ニ認メ一錢印紙ヲ貼用スルナリ

委任状

拙者 義某ノ事件ニ付何条某ヲ以テ總理代人
(又ハ部理代人)ト相定メ拙者ノ名義ヲ以テ左
ノ權限ノ事ヲ代理爲致候事

一何々ノ事(但權限ノ次第ヲ
分条記載スベシ)

右代理ノ委任状依テ如件

族籍身分職業

何条某

年号月日

(后見人アレハ後
見人連署スベシ)

上に言ふ如く本人疾病等の事故ある時は代

人と差出すなり其時は右の如く書面へ可相
添ふ是故に勸解出願書を始め其裁判所へ
差出す處の書面一切左に如く記載すべし

族籍身分職業

何条某病氣ニ付

族籍身分職業

原告人何条某

被告人何条某

上に言ふ如く本人事故ある時は代人を差出
すべし若し又た其手数を爲す暇なき時は一
時代人を出し延期等を乞ふ事を得其時は當
日代人をして左に如く書面を差出すべし

用紙半紙二つ折

當日代人届

一私義族籍身牙職業何某ニリ係ル(又ハ何某
ニ係ル)勸解事件ニ付私シ出頭可致ル處俄然
病氣相發シ(又ハ相當ノ代人差出スベク暇無
之)不得止今日限リ代人差出シ候間何卒御聞
届被成下度此段奉願上候以上

族籍身分職業

年号月日

原告人カ 何某 印
被告人カ 何某 印

同上

當日代人 何某 印

右と差出し係り官より何田本人差出の又ハ

相當の代人可差出旨達せられたる時は左の
如く差出すべし

用紙半紙二つ折

御請書

一私義本日何某ノ當日代人トシテ出頭仕候
處來ル何日午前第何時本人出頭可致歟又ハ
相當代人可差出旨御達シ相成奉畏候依之同
日無相違出頭可爲致候也

族籍身分職業

年号月日

當日代人 何某 印

一勸解を願ふたるときは原被告對決の際証據

新編判例集

十五

物にたるべき分を掛て官吏に差出し其証
據物に閱印を乞ふべし

一亦其裁判所に依り種々慣習あり或は席願
を差出す所あり又直に官吏へ出頭して口
述するあり尤勸解たるものは成規に拘は
らざるもこれに付其法方は其裁判所に於て
おす處の法式に従はざるべからざれども
大低變異え之れおきもれなり

一勸解出願するに當りて書面の臺紙を下付
する裁判所あり若し下付ありたる時其

書式に従ひ加筆の上差出すべし

一諸願の書面中印形を要する分若し印形を
紛失するあり又口失念等なしたる時は拇印
を捺すも苦しむらざるあり若し其時は其
旨を附記すべし

一勸解願採用の上は以來差出す處乃書面に
は勸解の番號を掛て官代姓を認めたる小
札を書面に上始へ貼付るべし之を其番號
を掛りて依り搜索に便あり
一事柄に依り至急要する事件は何時あり

も急願たるは道あり故に斯れ如き時は急願の主意を書面に認め訴所へ差出すべし一勸解は全く治安裁判所へ出願せざるを以て付始審裁判所へは出願せざるも乃なり即ち其権限乃布告を拔萃して捜覽に便に也

○明治十四年十二月廿八日第八十三號布告

○治安裁判所及び始審裁判所の権限左之通

制定す

右奉 勅旨布告候事

第壹條 治安裁判所は訴訟事件を勸解す

但諸官廳ニ對スル事件及ヒ商事ニ係リ
急速ヲ要スル事件ハ勸解スルノ限ニ在
ラス

(以下數條アリト雖モ皆始審
裁判所ニ係ル事件ニ付畧之)

字解

一 互争 アライソウ ○ 法衙 シヨ ○ 富路 ヲノミチニア ○ 諭告助
 言 カトシユトバ ○ 平穩 ヤカ ○ 私和 シタカタニテ ○ 公裁 ノサバキ
 ○ 詞訟 タウツ ○ 權利者 ノ其ユトニケンリヨクアルモ ○ 義務者 其ユトニ
 モノ貸金ナレ ○ 感悟 カンシテ ○ 承服 ウチヤ ○ 靜謐 カシツ ○ 私怒 マガ
 バ借主ヲ云フ ○ 懣情 ヨクナ ○ 鎮定 キメル ○ 眞理 マユトノ ○ 公平 ウ
 ヲナル ○ 心服 フクスル ○ 主張 ハル ○ 憤怒 ミウラ ○ 和解 ケル ○ 二 交
 誼 アツキ ○ 背弛 クソム ○ 訟争 クシア ○ 抛棄 ステ ○ 貴重 トキ ○

光陰 ヒツキ ○ 貸財 セン ○ 反省 ミズ ○ 名譽 レ ○ 經濟 シラ
 ○ 到底 リツマ ○ 滅亡 タヘル ○ 和蘭 ノ外國 ○ 贊許 ル ○ 最良 ト
 キ ○ 慣行 ナラ ○ 荷蘭 國ノ ○ 宗敎法 宗門ノ ○ 中世 ナカ ○ 傳
 播 ガル ○ 道學家 ニ長シタルモノ ○ 賞賛 ル ○ 摘採 ル ○ 三 ○ 所
 出子ガヒ書チ ○ 四 ○ 採用 ナイル ○ 着到 裁判所ヘ ○ 五 ○ 對決 兩人ト
 ナウケル ○ 七 ○ 逃走 家ヲデル ○ 不調 デキガルコト ○ 八 ○ 例刻 法
 キト ○ 九 ○ 既婚 夫婦チ ○ 未婚 チ云フ ○ 十 ○ 俄然 カ ○ 宣告 イ

シクマ (十一) ○呈上テイジョウ アゲル ○製セイ ユシラ ○例外レイガイ ノキマリ ○故舊ココウ ダチモ
 ○臥蓐フソ フス (十三) 委任狀テイニンジョウ シカセノ ○貼用テウヨウ ハ (十四) ○事故ジコ ガラ
 (十五) ○閱印ケンイン シルシイフ ○慣習クワンジュウ ヲセ ○變異ヘンイ ルカワ (十六) ○加筆カヒツ レイ
 ○紛失コンシツ ナクシ ○拇印モイン イソメ ○捺スナツ ○搜索ソウソク サガ ○拔萃ハツサイ ガキ
 ○搜覽ソウラン サグリ

字解畢

正誤

凡例中 第三項ノ(便)ハ(保)
 一丁ヲ 九行(訟詞)ハ(詞訟)
 七丁ヲ 願下ケ書式ノ中被告人名前ノ下(印)ハ愆
 七丁ウ 不調証附書々式中(年号月日)ハ愆
 十一丁ウ 二行ノ(調)ハ(製)一行ノ(期)ハ(斯)
 十三丁ヲ 代人届書式中(委任書)ハ(委任狀)
 十三丁ウ (用紙半紙二つ切)ハ愆
 十六丁ヲ 十行ノ(至急)ノ下ニ(ヲ)ヲ脱ス

明治十五年二月十一日御届
全 三月 出版

定價金拾五錢

著述人 福岡 廣業

攝津國西成郡加隅村
第四百五拾番地

大阪府平民

出版人 高橋 直吉

大和國宇智郡須惠村
第六拾九番地

發售書林

大阪府平民

松村 九兵衛

大阪心齋橋筋一丁目
第四拾三番地

印刷

聚 珍 社

大和五條北之町
第四百八拾貳番地

各地賣捌所

大阪心齋橋筋南久寶寺町 前川 善兵衛
全 北久太郎町 柳原 喜兵衛

大阪心齋橋筋備後町	吉岡平助
全 博勞町角	岡田茂兵衛
全 本町四丁目	岡嶋興七
泉州堺神明町	鈴木久三郎
大和五條北之町	本城久平
全 北之町	山内傳次郎
全 御所町	岸宣美
全 八木町	藤田伊三郎
全 奈瓦今小路町	後藤輯
紀州和歌山本町二丁目	平井文助

